

態を呈しておるのであります。かような法令の分割化ということが、はたしていいことであるかどうか。これは、私は、私どもは一々、ああこゝは大阪だな、こゝはこゝだなどというて、地域を判定して行動をやらぬと、いつひつばられるかわからぬというふうな、まことに不安な状態に置かれるのであります。かようなことは、どういふふうに考えましても條理の通る問題ではないと思ふのであります。かようなことではありますから、かような点について政府はいかなるお考えをお持ちであるかお漏らし願ひたい。いや、この公安條例なるものは、これは自治体のやることであつて、われ／＼の干渉すべきことではないなんということをおつしやるならば、それははなはだ無責任きまるものであります。いわゆる第九十九條のこの憲法を擁護する責任はお互いにあるのでありますから、いんやんや政府がかようなことを看過していいわけはないのであります。適切な指導をしなければならぬと思ふ。あるいは声明を發しなければならぬと思ふ。さやうなことにいつて政府はいかなる構想がござりまするか、お尋ねしたいのであります。

なお、東京都の警察官の問題につきまして真相を發表していただくとともに、その責任者に対してはいかなる態度をもつて臨まれるのであるか、これもお漏らし願ひたいと思ふのであります。

以上私は、昨晚の都会の騒擾事件とその真相をお尋ねするとともに、なおこの公安條例につきましても政府の御見解、これが憲法違反であるのかない

のか、あるとすればいかなる対策をお講じであるか、さやうな点について御答弁願ひたいと存する次第であります。(拍手)

〔國務大臣林義朗君登壇〕

○國務大臣(林義朗君) 猪俣君にお答えいたします。お尋ねの公安條例が憲法第二十一條に違反するかどうかの点につきましても、まだその條例案の内容も見ておりませんので具体的に答へすることはできませんが、一般論として申し上げるならば、示威行進及び集會の許可制につきましても、これが國民の交通または道路使用の權利の保護の趣旨のものであるならば、憲法第二十一條違反とはならないと思へておるわけであります。詳細につきましては關係大臣より御説明があることと思ひます。

〔國務大臣植田俊吉君登壇〕

○國務大臣(植田俊吉君) 地方の條例と憲法との關係につきましても、ただいま副總理よりお答えになりました趣旨であります。政府におきましては、地方の條例が憲法違反であるかどうかという点をみずから決するわけには参りません。これは裁判の結果によります。これは裁判の結果によります。裁判の結果によつて判定すべきものであります。また地方の自治体が條例を制定し得る權利もまた憲法の認めるところであります。他の憲法の守るところと反するならば、いづれが重きかによつて決すべきものであります。

それから昨晚の東京都における事件につきましても、ただいま東京地方檢察廳におきまして慎重に調査中であります。その結果によりまして善処したいと考えております。(拍手)

〔國務大臣樋田三君登壇〕

〔逃げ口上言ふ〕と呼び、その他發言する者あり

○國務大臣(樋田三君) 昨夜ちやうど東京都廳の中で事件が起りました。一人の行動を起しました者が死んだことは事実であります。しかしながら、はたして論者の言うがごとく殺したものであるかどうかというところは、ただいま法務總裁の言われたごとく、解剖しなければわからぬので、ただいま解剖しております。従つて、その結果がわかると思ひます。

それからまた、ただいま申し上げたごとくに、この警察につきましても、すでに共產黨の諸君からお話があつたがごとくに、逃げ口上するなというところもおつしやられておりますが、今日のあの警察法によりましますと、政府におきまして監督することはもう少し事態が大きくなつた場合において總理大臣が監督することになります。従つて、ただいまの状態においては、まだ表向きには発動できませんやうな事情でありましたので、従つて今申し上げることも、昨夜の事柄も内密においていろ／＼事情を聞いておりましたが、言うまでもなく一方的の話であります。ために、客觀的実情を確かめるために結果を待つてゐるやうな有様であります。従つて、これについては別に申し上げることはないと思ひます。

それからまた保安條例につきましても、各地においてこゝういふ騒ぎが起つておりますけれども、これが憲法違反であるとは、ただいま考えておりませんやうなわけでありま。

〔責任をとれと呼び、その他發言する者多し〕

○議長(幣原喜重郎君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(樋田三君)(續) ただいま責任という言葉をおつしやられましたのでありますが、これは言うまでもなく地方自治体の立法でありますし、これが憲法に反することが明らかになれば十分に取締りをいたしますけれども、しかしながら、憲法に反しないたゞいまの段階におきましては、別に責任を負うべきところのものが存在しない。従つて、この條例を正しいものと見るよりはかたないであります。三十日におきまします事例も、まだかからぬうちにあの示威行進を起したやうな事情を聞いております。東京都におきましても、決してそやういふ條例がかつたわけでもないであります。これ以上そやういふやうなことに對しては御返事することはできないのであります。

肥料生産危機に關する緊急質問
(高橋清治郎君提出)
○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、高橋清治郎君提出、肥料生産危機に關する緊急質問をこの際許可せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

肥料生産危機に關する緊急質問を許可いたします。高橋清治郎君。
〔高橋清治郎君登壇〕

○高橋清治郎君 私は、肥料生産危機

に關する緊急質問をいたしたいと思ふのであります。
過般私は、商工大臣と労働大臣に對しまして、硫化鉍鉍山におけるストライキに關しまして質問をいたしたのであります。その際労働大臣は、すみやかに價格の改訂をやつてこれを解決するといふことを述べられたのであります。また有田次官は、日本が一番生産鉍山であるところの松尾鉍山がまストライキに入つていないからという樂觀的な答弁をなされたのであります。しかるに、今日いかがであります。いまだこのストライキは解決いたされず、有田次官の樂觀しておつたところの松尾鉍山が本日よりストライキに突入したのであります。皆さん、労働大臣と有田次官のこの御言葉に反しまして、かかる非常時に當面いたしたといふことは、われ／＼國民の食糧増産のために、また肥料化学工業のために、われ／＼何とか緊急な施策を講ぜなければならぬと私は思ひます。

去る十八日のスト決行より一週間の間におきまして、硫安が約七千三百トン、さらに過磷酸肥料が一万トン近くの減産をしてゐるのであります。日本におけるところの本年度の政府の立てた硫化鉍鉍山の生産計画に及ぼす影響並びに肥料生産計画に及ぼすところの影響は甚大であります。さらにこの三十一日より、日本一の生産鉍山である松尾鉍山が無期限ストに突入したといふことによつて、この肥料の減産、ひいては食糧生産に及ぼす影響といふものは、われ／＼は一日といへども看過することはできないのであります。

しかして、そのよつて来る原因をよく調査いたしますと、いわゆる硫化鉱の供給不足を調整するためと称しまして、政府は外國から硫化鉄鉱約十萬トンを輸入するというのであります。しかも外國における硫化鉄鉱の價格は、わずかに一トン一千六百円でありまして、輸入するところの硫化鉄鉱の價格は、いわゆる横浜CIF價格におきまして一トン七千九百円であるということでありまして、この國內におけるところの産産を圧迫して、そして外國から硫化鉄鉱を輸入しなければならぬということとは、私どもの臍に落ちないところなのであります。しかし、銅の補給金からこれを減額いたしまして、約四億五千萬円をさしあたりこの外國鐵石の輸入の補給金として振り向けるということでもあります。

日本の硫化鉄鉱の本年度の計画は百二十五萬トンであります。この銅鐵山から産出するところの硫化鉄鉱は、そのうち五十二萬トンを占めておるのであります。そのために、過般議會に、あるいは議長に、その当局に、銅鐵業者はこの補給金の問題で陳情に來ておる事實は、皆さんよくおわかりのことであると私は思うのであります。これは銅鐵業者ばかりでなく、この日本の硫化鉄鉱の生産に重大なる關係を及ぼす。従つて、その硫酸、過燐酸肥料の減産、工場の休業というような状態に立ち入るのであります。従つて、全國農民のこの需要者にもまた不安がもたらされるのであります。しかして、食糧の減産、われ／＼は深くこれを憂へざるを得ないのであります。(拍手)

今この化学肥料工場の実情を見ますと、全國における十九の硫酸工場、二十三の過燐酸工場、その他二十二の硫酸工場には、この原料たる硫化鉄鉱がわずかに四分の手持ちよりほかないということでもあります。かくのごとき窮迫せる事態に臨みまして、労働大臣は、この当面の問題であるいわゆる坑外夫四千三百円という賃金を一刻も早く解決して、この争議を円満に解決すべきものであると思ふのであります。従つて商工大臣は、一体この外國鐵石を輸入して國內産産を圧迫するような方針をとつたということに対して、いかなる御方針であるか。これだけの補給金を山に対して補助するならば、十萬トンより以上の硫化鉄鉱が増産できるものであります。私は、かくのごとき肥料生産危機に臨んで、農林大臣は便々としてこれを見ておるがごときことは、まことに遺憾千萬なのであります。私は、三大臣のこれらに対処するところの対策、御方針を承りたいのであります。(拍手)

〔國務大臣鈴木正文君登壇〕

○國務大臣(鈴木正文君) 労働大臣といつたしましては、四千三百円の賃金そのものが妥当であるとは考えておられないのであります。賃金のベースは原則としてこれを労資双方の努力によつて維持すべきであり、その原則は破るべきでないと考えております。しかし、この原則を遂行するためには、新しい情勢のもとにおきましては、労資双方の企業の努力が決定的のものであり、この企業努力に実を結ばせるためには、政府の諸施策というものがこれをバックしなければならぬ。そ

ういうふうに出ておられますし、また硫化鉄の問題自体は、その多くが鐵業政策の面にかかつておるといふこともしばしば申し上げた通りであります。この線に沿ひまして、商工大臣及びその他の關係大臣は、すでにしばしば價格の問題、輸出入の問題等につきまして檢討を重ねて参つたのであります。それらの檢討の結果、まだ關係方面との折衝が完了しておらない面もありましますけれども、結論を得ました分につきましては、今日の午後、それらをも中労委に傳へまして、夕方から中労委と政府の代表者とが具體的な方策を練つておる段階であります。肥料問題の重要性は、政府といたしましては、労働大臣といたしましては、重々これを痛感しておる次第でございます。中労委を通じて、決定した政府の方策を傳へて、そして急速にこの問題をまず段階的に解決し、さらに続いて、根本的の、一般的の、金屬鐵業全体の問題をも取上げまして解決の手を進めよう、そういうふうに出ておる次第でございます。

〔國務大臣森幸太郎君登壇〕

○國務大臣(森幸太郎君) 高橋さんの御質問に、農林大臣としてお答えいたします。肥料の重要性はいまさら申し上げるまでもないのであります。本年は、緊要におきまして、燐酸肥料におきましては、昨年以上の配給をいたす計画をいたしまして、緊要肥料におきましては百三十萬トン、燐酸肥料におきましては百二十四萬トンの必要量を考えまして、政府はこれが生産に努力をいたしておるのであります。このたび松尾

鐵山がストライキに入りました。ために、もしやこの計画が齟齬を來すというふうなことがありましては、実に食糧増産の上において重大なる影響を及ぼすものであります。御承知の通り、肥料の生産に對しましては商工省が努力いたしておるのであります。ただいま労働大臣の申しましたように、政府といたしましては、すみやかにこの労働争議を解決しまして、そして一日も早く生産を復旧いたすようにならざる努力を拂つておることを御承知を願ひたいと存するのであります。

〔國務大臣稻垣平太郎君登壇〕

○國務大臣(稻垣平太郎君) ただいま高橋さんの御質問に對してお答え申し上げます。まず考えるべきことは、一体金屬鐵山に對してどういつたような考え方をすべきかということが、御質問の結局根本に横たわつておると私は思ふのであります。金屬鐵山は、御承知のように硫化鉄もありまして、あるいは金銀鐵もある。あるいは銅鐵もある、おの／＼関連を持つておるのであります。そこで、まず硫化鉄の問題につきましては、もちろん受入れ態勢と申しましか、いわゆる電力の關係、あるいは石炭の關係、あるいは設備の關係において十分その受入れが整います場合には、あるいは、もちろん何を苦しんで輸入する必要がありますかと私は存するのであります。この点については、輸入をしない、できるだけ國內の生産にまつことが最も必要なことであります。この点については高橋さんと同感であります。今日なおまだ、いわゆる石

炭の問題、電力の問題、またこれに對する設備の問題、こういつたような問題からして、本年度十萬トンを輸入することに予定いたしておりますけれども、しかしながら、これもできるだけ輸入を阻止して國內の生産にまことに存じております。

次に銅の問題であります。この問題は、高橋さんの話のように簡単に言かないのであります。御承知のように、銅の貯蔵が非常にたくさんござりまして、これを輸出したい、こういつておりました当時は二十一セント・スリ・クオーターでありました。今日の價格は十八セント半であります。實際十八セント半という國際價格は、日本の消費者價格より安くなつておるのであります。問題はここにひそんでおるのであります。問題として、國際價格と日本の消費者價格、生産價格、しかも日本の生産價格といふものが、故銅と、鐵石からできますところの銅から成り立つておる。こういう根本的な問題をあれこれ綜合いたしましてこれを解決をいたして行かなければならぬのであります。そこで、目下政府といたしましては、この問題をどうするかということについて検討いたしておるやうな次第であります。この銅、硫化鉄の問題を解決しても、金屬工業者としては銅の問題を同時に解決しなければならぬ、あるいは金銀問題を解決しなければならぬ、亜鉛、鉛の問題を解決しなければならぬという、はなはだ複雑なところの問題を持つておるのであります。その点につきましては、われ／＼の方で目下十分検討いたしておる次第であります。さしあたりの問

題につきましては、先ほど労働大臣よりお答えいたしましたから、私は省略いたします。

○議長(幣原喜重郎君) 内閣から、中央更生保護委員会の委員に戸田貞三君、池田雄二君、原泰一君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。

本件につき採決いたします。まず戸田貞三君及び原泰一君の任命につき同意を與えるに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意を與えるに決しました。

次に池田雄二君の任命につき同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて同意を與えるに決しました。

○議長(幣原喜重郎君) 次に檢察官適格審査会の委員の予備委員の選挙を行います。

○山本猛夫君 檢察官適格審査会の委員の予備委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議長は西村直巳君を松木弘君の予備委員に、また加藤隆太郎君を柳澤義男君の予備委員に、石井繁丸君を鈴木義男君の予備委員に、福

田繁芳君を吉田安君の予備委員に指名いたします。

○議長(幣原喜重郎君) 次に地方自治委員会議の委員の指名を行います。

○山本猛夫君 地方自治委員会議の委員の指名については、その手続を省略して議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議長は地方自治委員会議の委員に中島守利君を指名いたします。

○議長(幣原喜重郎君) 内閣から、地方自治委員会議の委員に安井誠一郎君、神戸正雄君、伊藤健君、石原永明君、藤本慶一君、田中二郎君、春彦一君、小暮藤三郎君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。

右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて同意を與えるに決しました。

○議長(幣原喜重郎君) 内閣から、運輸審議会の委員に太田三郎君、岡田信次君、相原語六君、木村隆規君、平井好一君、松浦薫君を任命するため本院の同意を得たいと申出がありました。

本件につき採決いたします。まず太田三郎君、岡田信次君、相原語六君、木村隆規君、平井好一君の任命につき同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて同意を與えるに決しました。

次に松浦薫君の任命につき同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて同意を與えるに決しました。

第一 農林省設置法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、農林省設置法案の参議院回付案を議題といたします。

農林省設置法案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十四年五月二十三日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 幣原喜重郎殿
(小字及び一は参議院修正)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條—第十條)

第二節 附屬機關(第十三條—第三十四條)

第三節 地方支分部局(第三十五條、第四十二條)

第一款 農地事務局(第三十六條—第四十條)

第二款 資料調整事務所(第四十一條)

第三款 作物報告事務所(第四十二條—第四十三條)

第三章 外局(第四十三條—第七十條)

第一節 食糧廳

第一款 總則(第四十四條—第四十五條)

第二款 内部部局(第四十六條—第四十九條)

第三款 附屬機關(第五十條—第五十三條)

第四款 地方支分部局(第五十四條—第五十六條)

第五款 林野廳

第一款 總則(第五十七條—第五十八條)

第二款 内部部局(第五十九條—第六十二條)

第三款 附屬機關(第六十三條—第六十四條)

第四款 地方支分部局(第六十五條—第六十七條)

第五款 水産廳(第七十二條—第七十三條)

第六款 職員(第七十四條—第七十五條)

第七章 公園(第七十六條—第七十七條)

第五條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

農政局

農地局

農業改良局

畜産局

養蚕局
○農政局に農桑協同組合部を、農地局に農桑改良局に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に競馬部を置く。

(特別な職)
第六條 大臣官房に官房長を置く。

官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

農地局に次長一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

(農政局の事務)
第八條 農政局においては、左の事務をつかさどる。

一 農業行政に関する企画を行うこと。

二 農業経営の改善を図ること。

三 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

四 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

五 農業共済再保険特別会計の経理を行うこと。

六 農山漁家の経営改善のためにする農村工業の指導助成を行うこと。

七 農産物(蚕糸を除く。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(食糧廳の所掌に属することを除く。)

八 肥料、農機具、農薬その他の農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関するものを除く。)

九 農産物(蚕糸及び主要食糧を除く。)及び農業専用物品の検査に關すること。

十 病虫害の予防駆除及び輸入植物の検査に關すること。

十一 中央卸賣市場の指導監督を行うこと。

十二 肥料配給公團に關すること。

九 農地局の事務

一 農地及び農業水利に關する企画を行うこと。

二 自作農創設特別措置に關すること。

三 農地の移動廢用を統制し、その他農地關係の調整を圖ること。

四 開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。

五 入植及びこれに伴う當農の指導助成を行うこと。

六 開拓者資金の融通を行うこと。

七 自作農創設特別措置特別会計及び開拓者資金融通特別会計の経理を行うこと。

八 國營の土地改良事業に關すること。

九 土地改良事業及びこれを行う者の指導監督及び助成を行うこと。

十 開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。

まで、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

三 計画部においては、第一項第四号に掲げる事務及び第八号に掲げる事務のうち國營の土地改良事業を実施するための調査及び計画に關するものをつかさどる。

四 建設部においては、第一項第八号に掲げる事務のうち國營の土地改良事業を実施するための設計及び工事に關するものをつかさどる。

(地方支分部局)

第三十五條 本省に、左の地方支分部局を置く。

農地事務局

資材調整事務所

作物報告事務所

(内部部局)

第三十八條 農地事務局に、局長官房の外左の三部を置く。

農地部

計画部

建設部

土地改良部

二 前項に定めるものの外、農地事務局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

(附屬機關)

第四十條 農地事務局の附屬機關として、地方農業機械管理所を置く。

地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機關とする。

二 地方農業機械管理所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

する事務を分掌する。

二 農林大臣は、所掌の一部を分掌させるため、所掌の地に資材調整事務所の出張所を設けることができる。

三 資材調整事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三款 作物報告事務所

(所掌事務)

第四十二條 作物報告事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の作況の調査並びに農村における統計的經濟調査に關する事務を分掌する。

二 農林大臣は、所掌の一部を分掌させるため、所要の地に作物報告事務所の出張所を設けることができる。

三 作物報告事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(附屬機關)

第四十三條 作物報告事務所の附屬機關として、作物報告審議會を置く。

作物報告審議會は、農作物の作況に關し、調査審議することを目的とする機關とする。

二 作物報告審議會の名称、位置、内部組織及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)

第四十三條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、左の通りとする。

食糧廳

林野廳

水産廳

第一節 食糧廳 第一款 總則

(食糧廳の任務及び長)

第四十四條 食糧廳は、主要食糧の國家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。

二 食糧廳の長は、食糧廳長官とする。

(食糧廳の権限)

第四十五條 食糧廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第四十五号から第四十九号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第四十六條 食糧廳に左の三部を置く。

總務部

食糧部

食品部

(總務部の事務)

第四十七條 總務部においては、左の事務をつかさどる。

一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に關する企画を行うこと。

二 主要食糧、飲食料品及び油脂の需給の總合調整を圖ること。

三 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。

四 主要食糧の價格に關する連絡調整を行うこと。

五 主要食糧、飲食料品及び油脂

に關する團體の指導監督及び助成を行うこと。

六 主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に關すること。

七 主要食糧及び飲食料品についての試験研究に關すること。

八 食糧管理特別会計の経理を行うこと。

九 食糧配給公團、食料品配給公團及び油脂配給公團に關すること。

十 前各号に掲げるものの外、食糧廳の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(食糧部の事務)

第四十八條 食糧部においては、左の事務をつかさどる。

一 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整を圖ること。

二 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。

三 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務の發達、改善及び調整を圖ること。

(食品部の事務)

第四十九條 食品部においては、左の事務をつかさどる。

一 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を圖ること。

二 飲食料品及び油脂の生産、流通等に関する業務の發達、改善及び調整を圖ること。

第三款 附屬機關

(附屬機關)

第五十條 第五十三條に規定する

ものの外、食糧に左の附屬機關を置く。

食糧研究所
食糧管理講習所
(食糧研究所)

第五十一條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機關とする。

- 一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査
- 二 食糧に関する分析、鑑定及び検定
- 三 試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布
- 四 食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習

2 食糧研究所は、東京都に置く。
3 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。
(食糧管理講習所)

第五十二條 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行う機關とする。

2 食糧管理講習所は、愛知縣に置く。

3 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。
(その他の附屬機關)

第五十三條 食糧廳の附屬機關として工業食品規格審議會を置く。工業食品規格審議會は、工業食品の規格の審査その他指定農林物資検査法の規定による権限を行うことを目的とする機關とする。

2 工業食品規格審議會については、指定農林物資検査法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(食糧事務所)

第五十四條 食糧廳に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。
(所掌事務)

第五十五條 食糧事務所は、食糧廳の所掌事務を分掌する。

2 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に、本省及び林野廳の所掌事務のうち農林産物の検査に関する事務を分掌させることができる。

3 農林大臣は、必要があると認めるときは、食糧事務所に、本省の所掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割当及び配分に関する調整、これらの物資の輸送の連絡並びに資金についての調整に関する事務を分掌させることができる。

4 3 食糧事務所は、第二項の事務については農政局長又は林野廳長官の、前項の事務については官房長の指揮監督を受けるものとする。

5 4 食糧事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。
(支所及び出張所)

第五十六條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第二節 林野廳
第一款 總則
(林野廳の任務及び長)

第五十七條 林野廳は、國有林野及び公有林野官行造林地の管理及び經營、民有林野に関する指導監督、林産物の生産、流通及び消費の調整その他林業の發達改善に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2 林野廳の長は、林野廳長官とする。
(林野廳の権限)

第五十八條 林野廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局
(内部部局)

第五十九條 林野廳に、左の三部を置く。
林政部
指導部
業務部
(林政部の事務)

第六十條 林政部においては、左の事務をつかさどる。
一 林業行政に関する企画を行うこと。
二 林業に関する総合調整を図ること。
三 國有林野の管理及び処分並びに公有林野官行造林地の管理に関すること。

四 木材その他の林産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
五 木材その他の林産物の検査に関すること。
六 森林組合その他林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
七 林道に関する指導監督を行うこと。
八 前各号に掲げるものの外、林野廳の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に属しない事務に関すること。

に公有林野官行造林地の管理に関すること。

四 木材その他の林産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
五 木材その他の林産物の検査に関すること。
六 森林組合その他林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
七 林道に関する指導監督を行うこと。
八 前各号に掲げるものの外、林野廳の所掌事務で他部及び他の機關の所掌に属しない事務に関すること。

(指導部の事務)

第六十一條 指導部においては、左の事務をつかさどる。
一 國有林野及び民有林野の総合立地計画及び經營計画に関すること。
二 民有林野の造林、営林及び治水に関すること。
三 保安林に関すること。
四 森林火災國營保險に関すること。
五 森林火災保險特別会計の経理を行うこと。
六 林業に関する試験、研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良發達及び普及を図ること。
七 野生鳥獸の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。

(業務部の事務)

第六十二條 業務部においては、左の事務をつかさどる。
一 國有林野及び公有林野官行造林地の造林、営林及び治水に関すること。
二 國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。
三 立木の取得、加工及び処分に關すること。
四 薪炭及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
五 薪炭及び加工炭の検査に關すること。
六 國有林野事業特別会計及び薪炭供給調節特別会計の経理を行うこと。

第六十三條 第六十四條に規定するものの外、林野廳の附屬機關として林業試験場を置く。
2 林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機關とする。
3 林業試験場は、東京都に置く。
4 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。
3 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(その他の附屬機關)

第六十四條 左の上欄に掲げる機關は、林野廳の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

第六十五條 左の上欄に掲げる機關は、林野廳の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
社寺保管林処分審査会	社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
林産物規格審議會	林産物の規格の審査その他指定農林物資検査法に規定する権限を行うこと。
森林火災國營保險審査会	森林火災國營保險法(昭和二十二年法律第二十五号)の規定により森林火災國營保險に関する事項を審査すること。
地方森林会	森林法(明治四十年法律第四十三号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

2 社寺保管林処分審査会、林産物規格審議會、森林火災國營保險審査会及び地方森林会については、それぞれ、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律、指定農林物資検査法、森林火災國營保險法及び森林法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局
(地方支分部局)
第六十五條 林野廳に左の地方支分

部局を置く。

一 國有林野及び公有林野官行造林地の管理經營を行うこと。

二 民有林野の造林及び營林の指導監督すること。

第六十六條 營林局は、林野廳の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

導並びに森林治水事業に関すること。

三 國有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。

四 立木の取得、加工及び処分に關すること。

五 營林署を指導監督すること。

(名稱、位置及び管轄區域)
第六十七條 營林局の名稱、位置及び管轄區域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
旭川營林局	北海道	北海道の内 上川郡(石狩國) 天塩郡 上川郡(天塩國) 雨龍郡 空知郡の一部 勇拂郡の一部 宗谷郡 枝幸郡 留萌郡 増毛郡 旭川市 礼文郡 中川郡(天塩國) 利尻郡 苫前郡
北見營林局	北見市	北海道の内 北見市 網走郡 紋別郡 斜里郡 常呂郡 網走市
帶廣營林局	帶廣市	北海道の内 帶廣市 根室郡 釧路郡 足寄郡 上川郡(十勝國) 河西郡 廣尾郡 標津郡 厚岸郡 阿寒郡 十勝郡 野付郡 川上郡 白糠郡 河東郡
	北海道の内 札幌市 空知郡の一部 岩見沢市	浜益郡 樺戸郡 石狩郡 札幌郡

札幌營林局	札幌市	夕張郡 勇拂郡の一部 沙流郡 浦河郡 小樽郡 余市郡 白老郡	夕張市	新冠郡 樺皮郡 小樽市 占平郡 美幌郡 三石郡 千歲郡 忍路郡 積丹郡
函館營林局	函館市	北海道の内 函館市 磯谷郡 壽都郡 山越郡 爾志郡 檜山郡	古宇郡 歌來郡 幌別郡 太櫛郡 茅渚郡 松前郡	岩内郡 有珠郡 島牧郡 久遠郡 龜田郡 虻田郡 室蘭市 瀬棚郡 奥尻郡 上磯郡
青森營林局	青森市	青森縣	岩手縣	宮城縣
秋田營林局	秋田縣	秋田縣	山形縣	福島縣
前橋營林局	前橋市	群馬縣の内 新潟縣の内 岩船郡 中浦原郡 三島郡 刈羽郡	北浦原郡 三條市 古志郡	東浦原郡 西浦原郡 長岡市 新潟市 南浦原郡 北魚沼郡

東京営林局	東京都	中魚沼郡の一部 南魚沼郡 高田市	柏崎市 東頸城郡 佐渡郡 中頸城郡
	栃木県 芳賀郡	茨城県 山梨県 埼玉縣 静岡縣	千葉縣
長野営林局	長野縣	新潟縣の内 中魚沼郡の一部	
	岐阜縣の内 恵那郡の一部	愛知縣 岐阜縣の内 富山縣	

名古屋営林局	名古屋市	吉城郡 郡上郡 惠那郡の一部 加茂郡 揖斐郡 稲葉郡 大垣市	大野郡 高山市 益田郡
	岐阜市	武儀郡 土岐郡 岐阜市 不破郡	山縣郡 可兒郡 羽鳥郡 海津郡 安八郡 森老郡
大阪営林局	大阪市	大阪府 滋賀縣 和歌山縣 山口縣	石川縣 京都府 鳥取縣 島根縣
	高知市	高知縣 徳島縣	福井縣 兵庫縣 岡山縣 香川縣 愛媛縣 長崎縣
熊本営林局	熊本市	熊本縣 大分縣	福岡縣 宮崎縣 鹿兒島縣

2 前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。

3 林産物の運搬設備その他二以上の管轄区域にわたり経営することを要する事項に関しては、農林大臣がその管轄局を指定することができる。

4 林産物の運搬設備の管理その他特別の必要があるときは、農林大臣は、管轄局の所掌事務の一部を管轄局に行わせ、又は管轄局の所掌事務の一部を管轄局に行わせることができる。

(内部部局)
第六十八條 管轄局に左の三部を置く。

総務部
経理部
事業部

2 前項に定めるものの外、管轄局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

(管轄局)
第六十九條 管轄局は、林野廳の所掌事務のうち、左の各号に掲げる事務を分掌する。

一 国有林野及び公有林野官行造林地の造林及び管轄局を実施すること。

二 民有林野の造林及び管轄局を指導すること。

三 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。

四 立木の取得、加工及び処分を行うこと。

2 管轄局の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

3 林産物の運搬設備の管理その他二以上の管轄局の管轄区域にわたる事項に關して必要があるときは、管轄局がその管轄局を指定することができる。

(木炭事務所)
第七十條 木炭事務所は、林野廳の所掌事務のうち、薪炭の買入、賣渡等に関する事務を分掌する。

2 木炭事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(出張所)
第七十一條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、木炭事務所の出張所を設けることができる。

2 出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三節 水産廳

(水産廳)
第七十二條 水産廳の組織、所掌事務及び権限は、水産廳設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)
第七十三條 農林省に置かれる職員は、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)
第七十四條 農林省に置かれる職員は、別に法律で定める。

第五章 公團

(設置)
第七十五條 農林省所轄の公團は、左の通りとする。

肥料配給公團
飼料配給公團
食糧配給公團
食料品配給公團
油糧配給公團
肥料配給公團、飼料配給公團、食糧配給公團、食料品配給公團及

14 この法律施行の際現に存する食糧配給公團は、この法律施行後昭和二十四年七月三十一日まで、本省の地方支分部局として置かれるものとする。

15 この法律施行の際現に存する食糧配給公團は、この法律施行後昭和二十四年六月三十日まで、本省の附屬機關として置かれるものとする。

16 前二項の規定により置かれる

資料調整事務所及び國營牧野事務所の所掌事務、位置、管轄区域及び内部組織については、従前の例による。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたします。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

第二 特別調達廳設置法案(内閣提出、參議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二、特別調達廳設置法案の參議院回付案を議題といたします。

特別調達廳設置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會議法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十四年五月二十三日

衆議院議長 松平 恒雄
參議院議長 幣原喜重郎君
(小子及び一は參議院修正)

(内部部局)

第五條 特別調達廳に、長官官房及び國家行政組織法第七條第二項の規定にかかわらず左の五局を置く。

整理局
契約局
技術局
促進監督局
事業局

(特別な職)

第六條 特別調達廳に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

3 特別調達廳に顧問二人を置く。顧問は、重要な廳務に參画する。

4 長官官房に官房長一人を置く。官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。

5 各局に左の通り、次長を置く。

整理局 一人

契約局 二人

技術局 二人

促進監督局 二人

事業局 二人

8 次長は、局長を助け、局務を整理する。

(長官官房)

第七條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び廳印を管理すること。

四 公文書類を接受、発送、編集、及び保存すること。

五 特別調達廳の常用の経費(以下「廳費」という。)及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。但し、他局の所掌に属するものを除く。

七 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

八 特別調達廳の組織及び運営に関すること。

九 法令の立案その他特別調達廳の所掌事務に關し、一般の企画をし、及び各局の事務を調整すること。

十 文書を審査すること。

十一 渉外事務を行うこと。

十二 こう報に関すること。

十三 行政の考査を行うこと。

十四 調査及び統計に関すること。

十五 前各号に掲げるものの外、特別調達廳の所掌事務で各局の所掌に属さないものを行うこと。

(整理局)

第八條 整理局においては、特別調達廳の所掌事務遂行に必要な廳費以外の経費(以下「事業費」という。)及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することをつかさどる。

(契約局)

第九條 契約局においては、左の事務をつかさどる。

一 事業費による建造物及び設備の當分の契約を締結すること。

二 事業費による需品(不動産及びこれに附屬する動産以外の物をいう。以下同じ。)の調達の契約を締結すること。

三 事業費による役務の調達の契約を締結すること。

四 事業費による不動産及びこれに附屬する動産の調達並びにこれらの物の返還に伴う契約及び補償に関すること。

五 連合國の需要を解除された需品の処分契約を締結すること。

(技術局)

第十條 技術局においては、左の事務をつかさどる。

一 需品、工事及び役務に要する資材の需給に関すること。

二 需品の設計図及び仕様書に関すること。

三 需品に要する材料、労務及び諸役務並びに費用を積算すること。

四 需品の試験、研究及び見本の審査を行うこと。

五 工事及び役務の設計図及び仕様書に関すること。

六 工事及び役務に要する材料、労務及び諸役務並びに費用を積算すること。

七 不動産及びこれに附屬する動産の調達及び返還に伴う評價に関すること。

(促進監督局)

第十一條 促進監督局においては、左の事務をつかさどる。

一 工事の実施及び役務の提供を促進監督すること。

二 需品の生産及び納入を促進すること。

三 工事の実施、役務の提供並びに需品の生産及び納入の実績を考査すること。

四 契約に関する補償の請求その他の苦情の申出を受理し、その解決を図ること。

五 資材及び需品の輸送計画を樹立し、輸送を促進すること。

六 不動産の記録に関すること。

(事業局)

第十二條 事業局においては、左の事務をつかさどる。

一 需品の管理、出納及び輸送に関すること。

二 連合國の要求する労務者に関すること。

○議長(幣原喜重郎君) ただちに採決いたします。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

公認會計士法の一部を改正する法律案(三宅則義君外二名提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、三宅則義君外二名提出、公認會計士法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公認会計士法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事島村一郎君。

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七條に次の二項を加える。

7 計理士でその職に在つた年数を通算して十五年以上になる者は、特別公認会計士試験にかえて、大蔵省令の定めるところにより公認会計士試験委員の行う陪審式試験を受けることができる。

8 第五項の規定は、陪審式試験を受けようとする者に、第四項及び第六項の規定は、陪審式試験に合格した者に準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公認会計士法の一部を改正する法律案（三宅則義君外二名提出）に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 たいだいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

この法案は、計理士でその職にあつた年数が通算して十五年以上になる者

は、特別公認会計士試験にかえて、大蔵省令の定めるところにより、公認会計士試験委員の行う陪審式試験を受けることができることとしようとするものであります。

この法案は、昨三十日、本委員会に付託せられまして、本日提案者三宅則義君より提案理由の説明を聴取し、質疑に入りまして、河田委員より陪審式試験の意味について質疑があり、提案者より答弁がありました。次いで討論を省略いたしまして採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原重正郎君） 他に発言もありませんから、ただちに採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（幣原重正郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

考查特別委員長の調査の報告

○議長（幣原重正郎君） 考查特別委員長から、同委員会における調査の報告をしようとの申出があります。これを許します。考查特別委員長鍛冶良作君。

〔鍛冶良作君登壇〕

○鍛冶良作君 私、第五國會における考查特別委員会の第一回報告をいたします。

本委員会は、全国官公吏の著しい綱紀頹落を矯正することを目的として、官公吏汚職問題を組上に供したのであります。しかも、官公吏汚職の中で税

務署の汚職事件ほど経済的に、社会的に影響するところ重大なものではなく、税務署をめぐる悪質犯罪が頻出して、事情にかんがみまして、その根絶を期すべく、浦和、中野両税務署を中心として調査に着手し、証人十数名を喚問し、さらに各地に出張して取調べを続行いたしました。その調査方針並びに内容は、従来のごとく犯罪の面のみを追及するのではなく、かえつて何がゆえにかような事犯が起るのであるか、いかにすればかくのごとき事犯を是正し得るやという点に重点を置き、その資料を得んとするものであります。

今日まで調査したところによれば、第一、現に税務署をめぐる汚職事件は、昭和二十三年度四百二、三十件、同二十四年度には六、七十件続出して

いるありさまで、その原因について調査しているのではありませんが、この問題は言うまでもなく人の問題であります。が、根本的に見て税制並びに徴税制度及び機構などに欠陥があるのではないかと、すなわち、予算課税によつて大蔵省から財務局、各財務局から各税務署に割当てられた税の努力目標を責任目標と誤解し、目標に不足額を生じたときは、当該税務署はこれを一方的に納税者に割りつけ、再更正決定までも出して、納税者をして何か割り切れぬ氣持を抱かしてはいないか、この点について実績申告納税制度にしてもいろいろの事が相当に多いようでありまして、現在日本の経済を維持し、特に九原則の実施にあつては現在の予定申告納税制度によるのはかたはなではないのか等は、まことに検討を要する前提條件であると考えられるのであります。

世間では税が一般に重いと云われているが、はたしてそうであらうか。もしかりとせば、いかにしてこれを是正し得るや。脱税を極力防止することと重要な案件ではあります。國民総所得と徴税総額とはたしてバランスがとれているか。はたまた税の賦課に公平を失する点があるのではないか。納税者に帳簿の不備があるが、大体において認定課税、すなわち見込課税をやつてゐるのではないか。ことに未熟練者であつて、二十歳から二十五歳くらいまでの、世の中を知らぬような若い者が、はたして適正に近い仕事をなし得るであらうか等を調査してゐるものであります。

なお、官吏汚職発生原因の中心は人の問題であります。人が足りないのではないか。若い者に――全国税務署員中、二十五歳以下の者が七〇％以上あるようでありまして、税の決定をこれらの者にやらせてゐる。ここに犯罪の根拠が生ずるのではなからうか。また素質が著しく低下してゐると言われております。すなわち未熟練者を使ひ、一般に道義が頹落してゐること等、人員採用制度に欠陥がありはせぬか。たとえば前科者を採用した事実さえあります。また待遇の改善を要するのではないか。現在六千三百円ベースで、平均六千円くらいのものであります。また署長初め上級官廳の指導監督に遺憾な点はないか。昭和二十三年、四年度より一時に増員した人々に対する税務員としての養成に十分力を盡しておらぬ実情にあると思はれる点等も調査中であります。

納税者の面にも欠陥があるのではなからうか。納税の基本をなす所得を明らかにするために必要経費等を差引くようになっておりますが、その必要経費と総収入との関係を明らかにする帳簿をつけていない人が多いようであります。

特に悪いのは脱税者であります。検査当局の取調べを見ても、法人に二、三億という莫大な数字、個人でも千万円以上の人々が相当多いということがあります。悪質者は厳罰に処するということになつてはおりますが、さらにこれを何とかして防止することはできないか。また課税に対する運動なるものが行われ、数百名の者が税務署に押しかけ喧騒をきかせる等、多勢を利用して特に税を安くせよというふうな運動が行われてゐる事実があるようでありまして、この影響はどうかという点をも調査いたしております。

所得税を決定するとき、仮更正の前及び本更正の前に、税務署は業種別に業者の団体及び組合に対して、業者所得の序列、指数を諮問する模様であります。ときには所得金額までも聞いておる事実があるようであります。この団体への交渉、諮問は最も公平なようであるが、団体または組合の指導者にボスの存在あるいは反感的分子がいると、まつたく思はざる弊害が起るのではありません。その際税務署側に相当な資料を持参しておらぬから間違ひが起るのではないかな等を調査の対象としておるのであります。

第二に、税務官吏汚職に対する対策として、すでに述べた点につき各項目にわたつて調整すべきことはな

す。投票箱閉鎖。開票。開鎖。

これより投票を計算いたさせます。

○参事投票を計算

○副議長(若本信行君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

○事務局長朗読

投票総数 二百一

可とする者(白票) 二百一

否とする者(青票) 一

○議長(若本信行君) 諸席願います。いま一度報告いたします。

○事務局長朗読

投票総数 二百一

可とする者(白票) 二百一

否とする者(青票) 一

○副議長(若本信行君) 右の結果、本件は閉会中審査せしむるに決しました。

○参事投票を計算

○事務局長朗読

投票総数 二百一

可とする者(白票) 二百一

否とする者(青票) 一

○議長(若本信行君) 諸席願います。いま一度報告いたします。

○事務局長朗読

投票総数 二百一

可とする者(白票) 二百一

否とする者(青票) 一

○副議長(若本信行君) 右の結果、本件は閉会中審査せしむるに決しました。

○参事投票を計算

○事務局長朗読

投票総数 二百一

可とする者(白票) 二百一

否とする者(青票) 一

○議長(若本信行君) 諸席願います。いま一度報告いたします。

○事務局長朗読

投票総数 二百一

大石 武一郎 大泉 寛三君

大内 一郎君 大澤嘉平治君

大橋 武夫君 大村 清一君

岡延右エ門君 岡崎 勝男君

岡田 五郎君 岡西 明貞君

岡野 清豪君 岡村利右衛門君

加藤隆太郎君 鍛冶 良作君

角田 幸吉君 風間 啓吉君

柏原 義則君 片岡伊三郎君

門脇勝太郎君 神田 博君

川野 芳満君 川端 佳夫君

河原伊三郎君 木村 公平君

菊池 義郎君 北川 定務君

北澤 直吉君 金原 舜二君

栗山長次郎君 小平 久雄君

小玉 治行君 小峯 柳多君

小山 長規君 五島 秀次君

近藤 鶴代君 佐久間 徹君

佐々木秀世君 佐藤 昌三君

佐藤 榮作君 佐藤 重遠君

佐藤 親弘君 坂田 英一君

坂田 道太君 坂本 實君

志田 義信君 清水 逸平君

篠田 弘作君 澁谷雄太郎君

島村 一郎君 庄司 一郎君

周東 英雄君 鈴木 明良君

鈴木 仙八君 鈴木 正文君

関内 正一君 千賀 康治君

田口長治郎君 田嶋 好文君

田中 角榮君 田中 啓一君

田中 重彌君 田中 元君

田淵 光一君 高木 章君

高木 松吉君 高塩 三郎君

高橋 定一君 高間 松吉君

玉置 實君 塚田十一郎君

塚原 俊郎君 土倉 宗明君

辻 寛一君 圓谷 光衛君

坪内 八郎君 飛嶋 繁君

苦米地英俊君 富永格五郎君

奈良 治二君 内藤 隆君

中川 俊思君 中野 武雄君

中村 清君 中村 幸八君

中山 マサ君 仲内 憲治君

永井 英修君 永田 節君

夏堀源三郎君 二階堂 進君

丹羽 彪吉君 西村 直巳君

根本龍太郎君 野原 正勝君

野村專太郎君 橋本登美三郎君

橋本 龍伍君 島山 鶴吉君

花村 四郎君 林 讓治君

原田 雪松君 樋貝 詮三君

平澤 長吉君 平島 良一君

平野 三郎君 廣川 弘禪君

福井 勇君 福田 篤泰君

福永 一臣君 福永 健司君

藤枝 泉介君 淵 通義君

淵上房太郎君 星島 二郎君

細田 榮藏君 本多 市郎君

本間 一郎君 眞鍋 勝君

前尾繁三郎君 牧野 寛索君

増田甲子七君 益谷 秀次君

松井 豊吉君 松浦 東介君

松本 弘君 松永 佛骨君

松野 頼三君 松本 一郎君

松本 善壽君 丸山 直友君

三池 信君 三浦寅之助君

三宅 則義君 水田三喜男君

水谷 昇君 南 好雄君

宮幡 靖君 宮原幸三郎君

村上 勇君 村上 清治君

森 幸太郎君 森 晴君

柳澤 義男君 山口喜久一郎君

山口 好一君 山口六治郎君

山崎 猛君 山村新治郎君

山本 猛夫君 吉田 茂君

吉武 惠市君 龍野喜一郎君

若林 義孝君 渡邊 良夫君

耳 四郎君 金光 義邦君

小坂善太郎君 田中不破三君

田中 豊君 橋 直治君

寺島隆太郎君 寺本 齋君

中垣 國男君 中村 又一君

原 彪君 保利 茂君

山崎 岩男君 増田 連也君

否とする議員の氏名

○副議長(若本信行君) 採決に對する

異議の申立が成規により提出されてお

りますが、記名投票を行つたその結果

に基いて決定したものであります。か

ら、採決に對する異議の申立ては成り

立ちません。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時二十八分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 林 讓治君

臨時代理大臣 殖田 俊吉君

厚務大臣 森 幸太郎君

農務大臣 森 幸太郎君

通商産業大臣 稻垣平太郎君

運輸大臣 大屋 晋三君

労働大臣 鈴木 正文君

國務大臣 青木 孝義君

國務大臣 樋貝 詮三君

國務大臣 山口喜久一郎君

出席政府委員

内閣官房次官 郡 祐一君

物價廳次官 福島 正雄君

法制廳長官 佐藤 達夫君

大藏政務次官 中野 武雄君

運輸政務次官 坂田 道太君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨三十日次の法律の公布を奏上

し、その旨參議院に通知した。

國家行政組織法の一部を改正する法

律

國家行政組織法の一部を改正する法

律

大藏省設置法

地方自治廳設置法

經濟安定本部設置法

運輸省設置法

行政機關職員定員法

地方税法の一部を改正する法律

日本銀行法の一部を改正する法律

認知的訴の特例に關する法律

弁護士法

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長

宛、去る二十八日議長において承認

した小龍彬外七名を同日政府委員に

任命した旨の通知を受領した。

一、今三十一日次の法律の公布を奏上

し、その旨參議院に通知した。

引揚同胞對策審議會設置法の一部を

改正する法律

農林省設置法

特別調達廳設置法

家畜商法

公認會計士法の一部を改正する法律

一、今三十一日本院は檢察官適格審査

会委員の予備委員を次の通り選挙し

た旨内閣に通知した。

西村 直巳君(松本弘君の予備

委員)

加藤隆太郎君(柳澤義男君の予

備委員)

石井 繁丸君(鈴木義男君の予

備委員)

福田 繁芳君(吉田安君の予備

委員)

一、今三十一日本院は、兩議院が中央更生保護委員会の委員に戸田貞三君、池田確二君及び原泰一君を任命することに同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院は中央更生保護委員会の委員に戸田貞三君、池田確二君及び原泰一君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院は地方自治委員に中島守利君を指名し、その旨内閣に通知した。

一、今三十一日本院は、兩議院が地方自治委員に次の者を任命することに同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

安井誠一郎君 神戸 正雄君
伊藤 肇君 石原 永明君
藤本 慶一君 田中 二郎君
春 彦一君 小暮藤三郎君
一、今三十一日本院は地方自治委員に次の者を任命することに同意した旨参議院に通知した。

安井誠一郎君 神戸 正雄君
伊藤 肇君 石原 永明君
藤本 慶一君 田中 二郎君
春 彦一君 小暮藤三郎君
一、今三十一日本院は、兩議院が運輸審議会の委員に太田三郎君、岡田信次君、相原六君、木村隆規君、平井好一君及び松浦薫君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院は、兩議院が運輸審議会の委員に太田三郎君、岡田信次君、相原六君、木村隆規君、平井好一君及び松浦薫君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日松平参議院議長から幣原議長宛、参議院は中央更生保護委員会の委員に戸田貞三君、池田確二君及び原泰一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一、今三十一日松平参議院議長から幣原議長宛、参議院は地方自治委員に次の者を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

安井誠一郎君 神戸 正雄君
伊藤 肇君 石原 永明君
藤本 慶一君 田中 二郎君
春 彦一君 小暮藤三郎君
一、今三十一日松平参議院議長から幣原議長宛、参議院は運輸審議会の委員に太田三郎君、岡田信次君、相原六君、木村隆規君、平井好一君及び松浦薫君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一、昨三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中曾根康弘君(理事並木芳雄君去る二十五日委員辞任につきその補欠)
一、今三十一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高倉 定助君(理事高倉定助君去る二十四日委員辞任につきその補欠)
一、昨三十日議員から提出した議案は次の通りである。

一、昨三十日議員から提出した議案は次の通りである。
公認会計士法の一部を改正する法律案(三宅則義君外二名提出)
一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。
公認会計士法の一部を改正する法律

案(三宅則義君外二名提出、衆法第二二二号) 大蔵委員会 付託
一、昨三十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
公認会計士法の一部を改正する法律案(三宅則義君外二名提出)
一、昨三十日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、昨三十日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、昨三十日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、昨三十日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、昨三十日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、昨三十日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、昨三十日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
公認会計士法の一部を改正する法律案
一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

〔参照〕
農地買収に関する質問主意書
埼玉縣足立郡片山村天沼の地主岩瀬豊一氏は明らかにする不在地主であるが、該地は買収されないという小作人永崎喜三氏の届出により昨年十一月その理由を質問書によりお尋ねしたところ、政府は実情を調査すると回答し、そのまゝ今日なお放置しているため、岩瀬氏は既に解決したものとし、更にその後浦和裁判所と結託して、小作人永崎喜三一に対して、該地立入禁止の立札を掲げ、耕作権をも剝奪する挙に出ている。永崎は不具者で一家八人該地の耕作により漸く糊口をしのいでいる。この土地を奪われては生きることができないという届出なので

一 不在地主の土地が何故買収されなかつたか、その理由
二 耕作権は知事の認可を必要とするにもかかわらず、立入禁止の立札を立てた裁判所側の理由
三 該地は野草地であるから、買収せぬと聞か、立派に耕作されている畑地である。なお附近一帯は買収されたが、永崎喜三一の耕地だけ買収にならなかつた理由
四 縣農地委員会に訴願しても言を左右にしてこの問題を取り扱わなかつた理由
五 右のような次第で、農地委員会も裁判所も、不当地主の擁護をしている場合、耕作人はいかにして耕作権を確立するか、又自作農となる手続如何
右質問する。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

昭和二十四年五月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員河口陽一君提出農地買収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河口陽一君提出農地買収に関する質問に対する答弁書

一 質問の土地は三反七畝六歩である。該地をめぐるの紛争は、耕作者永崎喜三が耕作権ありと主張するのに対して地主岩瀬豊一は貸した覚えなく無断耕作であると主張している点にある。

この点については、現耕作者永崎は昭和十九年に該地（當時は台帳地目畑、現況山林）を耕作のため借りた旨郵便で地主岩瀬に申入れをした。（この点は両者とも争がない。）

右の申入に対して地主岩瀬は承諾しなかつたと主張し、耕作者永崎は「承諾の回答があつた。又小作料は、最初三年間は無償でその後の小作料は協議決定することとなつてゐる。」と主張している。（この点については確認し得る資料がない。）

二 耕作者永崎は台帳が農地であり、農地として借りてゐるのであるから、農地買収をなすべきであると主張しているが、農地委員会は「開墾して耕作されている土地は農地と認めるが、未開墾地は農地でない。又農地の部分について

みると、それは新開墾地で收穫量少く自作農創設の目的に供するため買収することは不相当である。即ち自作農創設特別措置法第五條第八号該当地として買収しない。」としている。

三 該地の耕作権の問題は一で述べた如く賃貸借契約の有無についての判定は困難である。そこで農地委員会及び縣小作主事が調停して、農地調査の際農地委員会が農地として認めた一反八畝について耕作者永崎に耕作権を認めて、將來耕作を認めることとして一應解決した。しかるに永崎はその後右以外の土地について開墾耕作を開始した。そこで地主岩瀬は浦和簡易裁判所に調停で耕作を認めた一反八畝を除く土地について本年四月十二日立入禁止の仮処分を申請し、同月十四日同裁判所で仮処分が決定されたものである。この決定に対して永崎は異議を申し立ててゐない。

四 縣農地委員会に訴願は提出されてゐない。但し縣農地課又は係官宛陳情書が提出されている。縣においては、三で述べた如く本問題については努力して來たのである。

五 右に述べた如くであつて、農地委員会が不当に地主を擁護しているものとは認められない。

六 賃貸借関係ある農地については、農地調整法第九條第三項によつて返還をうけるには知事の許可が必要であるが、本件の土地については賃貸借関係の存在が客観的に

立証されない状態にあつたので、裁判所においては、立入禁止の仮処分を決定したものと思われる。

七 裁判所の仮処分に対して異議があれば本人から裁判所に対して異議申立ができる。

右答弁する。

オリンピック総合運動場候補地についての質問主意書

日本唯一のオリンピック候補地たる、狭山丘陵（村山、山口貯水池の周囲一帯の二、五〇〇、〇〇〇坪の丘陵）に、新聞紙上傳えるところによると、西武電鉄が俗な遊園地を造る計画だそである。

しかし、一面において進駐軍が嚴重に管理してゐて、立入禁止だとも聞いているが、この地点こそ、東京近郊における理想的総合運動場の候補地だと信ずるので、この計画と障害となるような、かかる遊園地等の一切の施設を管理して行くべきだと思ふが、政府の所見如何。

なお、右遊園地は地域外の隣接地だともいうが、本件を取り上げて、オリンピック総合運動場候補地の問題を決する契機とするのもよいことと思ふが、政府の所見如何。

右質問する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出オリンピック総合運動場候補地についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出オリンピック総合運動場候補地について

の質問に対する答弁書

スポーツ、レクリエーションの健全な普及発展のために、施設の充実に努めますことは、きわめて重要な問題であります。わが國の現状はこの点において不十分であり、歐米諸國に比して非常に懸隔があります。今後文化國家として、これが整備充実を図つてまいりたいと考えております。

ことに東京都のような、大都市においては、その必要性が一層痛感されるのであります。都の近郊に將來総合運動場や健全な兒童遊園地等として適當な場所を考慮しておくことは必要なことと思ひます。

ただオリンピック候補地の問題は、開催都市において決定する慣例になつておりますので、政府としては、現在確答はいたしかねます。

右答弁する。

生活保護費及び兒童保護関係経費に関する質問主意書

右表題の経費（一二四億七、五六万円）を、生活保護費、兒童保護関係費別に、いかような規程によつて各地方（都道府縣別）に配分されているか、御解答願ひたい。

右質問する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員田代文久君提出生活保護費及び兒童保護関係経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田代文久君提出生活保護費及び兒童保護関係経費に関する質問に対する答弁書

一、生活保護費國庫負担金配賦に関する件

生活保護法の適正な運営を期するためには、これが財源となる國庫負担金の配賦を迅速適確に行うことが最も肝要であるので、これについては一定の事務取扱要領を定め、その指針に則つて実施してゐる。即ち都道府縣より毎月の支出実績報告を翌月中に、又各四半期毎の経理状況報告を翌月中に夫夫提出せしめて、それらの資料に基づき市町村における毎月の支拂に支障を生じないよう概算交付に万全を期してゐる次第である。配賦の時期は特別の場合を除き、概ね次の四回となつてゐる。

期 間

配賦時期

四月一七月份
八月一十月分
十一月一一分
二月一三月份

四月
七月
十月
一月

二、兒童保護費の各都道府縣に対する配分基準に関する件

保護費（設備費を除く）の支出は厚生省において施設の種別及びその取扱人員に應じ夫々支出の限度を定めており、各都道府縣はこの限度の範囲内において個々施設について夫々の具体的実情に應じ更に限度を設定してゐる。この限度を基準として各都道府縣は毎年二月末日までに翌年度の保護費收支予定計算書を作成し送付することになつておるので、この所要額を

檢討し、過去における保護の実績

(各都道府縣より毎年四半期毎に翌期の最初の月の十五日までに所定の様式により経理状況調及び事務費実績表等を提出させる)等を考慮勘案の上三箇月分ずつ概算配賦することにしてゐる。

次に設備費については毎年四月末日までに所定の様式により厚生省へ協議し、この協議のあつたものにつき、この地方における人口、保護を要する者の数、同種施設の分布状況、周囲の環境、その他その設備が最低基準に合致するかどうか等について調査検討の上、適切なものには承諾を與え、と同時にその施設設置者より國庫補助申請書を提出せしめ、これに対し補助額を決定し、工事着手時期並びに竣工時期等を考慮して一期乃至四期に分けてそれぞれ各都道府縣に配分することに致してゐる。

右答弁する。

絹織物消費税に関する質問主意書
去る五月十四日日本會議において本員より政府に対し緊急質問をした答弁に關連して、左の事項を質問する。

一 絹織物消費税額について、本年度歳入予算中、絹織物消費税額中に占める予定金額及び絹織物その他の品種別を承りたい。

二 右の税収入の内訳細目である課税基準の変更をしたいのであるが、その結果は、財源不足となら

ないことは勿論、却て増収になるが、補正予算の措置を必要とするか否か。

右質問する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿
衆議院議員植原悦二郎君提出絹織物消費税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員植原悦二郎君提出絹織物消費税に関する質問に対する答弁書

一 本年度における絹織物消費税の歳入予算額中絹織物に対する予算額は五三億余円である。

なお、絹織物の種類は、綿、スフ、綿スフ交、抄織、黄麻式、合成纖維、野生毛上麻(以上税率一割)絹、絹交、人造絹、人造絹交、麻、毛、毛交及びその他の織物(以上税率四割)の十五種類である。

二 絹織物消費税全体の予算額を変更しない限り右の十五種類の織物に対する収入予算額を変更することについては、予算補正の措置を必要としない。

右答弁する。

一、去る二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田代文久君提出遠賀川堤防補強工事費に関する質問に対する答弁書
衆議院議員高田富之君提出日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との仮協定に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

遠賀川堤防補強工事費に関する質問主意書
現在遠賀川は炭鉱採掘のため危険な状況にある。若し堤防が切れることになれば、石炭産業、田島、家屋等、数百億の大損害となるので、地元住民もこの工事については、重大な関心をもっている。この堤防の工事につき、政府としては二十三年度にはどの程度に支出されたか。又本年度にはどの程度に予算を計上しているか御回答を願いたい。

右質問する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿
衆議院議員田代文久君提出遠賀川堤防補強工事費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田代文久君提出遠賀川堤防補強工事費に関する質問に対する答弁書

昭和二十三年度において支出した遠賀川直轄河川事業費は総計五七、二五〇、〇〇〇円にして、内訳は一般改良費二三、七五〇、〇〇〇円、水害復旧費二、五〇〇、〇〇〇円、鉤害復旧費三一、〇〇〇、〇〇〇円である。なお二十四年度においては、一四半期分として、総額一七、〇〇〇、〇〇〇円を支出し、右内訳は一般改良費九、〇〇〇、〇〇〇円、水害復旧費五、〇〇〇、〇〇〇円、鉤害復旧費七、五〇〇、〇〇〇円であるが、今後政府においても國庫財政の許すかぎり工事費を充当し、工事の

促進を図りたい意向である。

右答弁する。

日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との仮協定に関する質問主意書
本年二月二十三日、日本精工株式会社はアメリカのチャールズ・エイ・クーン商会と仮協定を結び、クーン商会よりの機械類の供給と、クーン商会に対する販賣権の供與につき協定している。その協定の第二項に

甲(日本精工)は、その製品全部の全世界にわたる独占販賣権を次の場合を除き、乙(クーン商会)に與えることを協定する。

(イ) 日本、濠洲、印度、中國及び朝鮮を除く。但し、これらの諸國が將來全世界独占販賣権に包含されることがあり得ること、及び乙が日本以外の前記諸國で甲の製品の營業に従事することを妨げない。

(ロ) 略

とあるが、これに關し、

(一) かくのごとき協定は獨禁法違反ではないか。

(二) 会社側は本協定を有効なものと見て、すでに販賣権を相手方に供與したかに聞か、これは違法ではないか。

右質問する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員高田富之君提出日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との仮協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との仮協定に関する質問に対する答弁書

一 首題の仮協定案は未だ外資委員会に対しては認可申請がなく、又公正取引委員会に対しても認可申請がないので、違反であるかどうかは言明し難い。

一 本仮協定については未だ日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との間において交渉継続中であると仄聞するが、若し本件が実施せられたとすれば、日本精工株式会社は獨禁法第六條第三項に基いてあらかじめ公正取引委員会に協定締結認可申請をして、その認可を得た上でなければならぬから、同法第九十一條の罰則規定が適用せられることになる。

もつとも獨禁法の改正法が施行されれば、本件は公正取引委員会に届け出ることをもつて足りることになるから念のため。

右答弁する。

一、去る二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高橋清治郎君提出宮城縣栗原郡岩崎町における百日咳ワクチン禍事件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員河口陽一君提出農地

していると思われる。縣の小作主事も耕作者が買渡の相手方として不適格であるので、たとえ買収しても國有地として貸し付けておくより外ない点も考慮すれば、とりあえず、耕作権を認めさせることを主眼において、實質的に耕作者の地位を守ることが先決であると判断し、買収問題にこだわらず前述の線で調停したのである。

二、自作農創設特別措置法第三條第一項第一号で政府が買収する農地は不在地主の所有する「小作地」と規定され、「小作地」とは同法第二條第二項によつて「耕作の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権に基きその業務の目的に供して耕作している」と定義されておる。したがつて、若し不法占有によつて耕作しているとするれば「小作地」とはいえないのである。

三、昭和二十年十一月二十三日現在の小作農（権限に基いて小作地を耕作している者）がその後地主の不当な土地取り上げによつて耕作権を失つていても、自作農創設特別措置法第六條の二乃至第六條の五の規定によつて、いわゆる遡及買収のできる規定がおかれてゐる。

もつとも本件は、当初より不法占有であつたかどろかが争点であつて、遡及買収するかどろかには直接關係のない問題である。現在調停によつて耕作者に特作を認められてゐる一反八畝以外の分（調停後耕作者が新たに開墾した分を

含む。）については、耕作者は占有を放棄せられてゐるが、遡及買収を請求するには昭和二十年十一月二十三日当時において耕作する権限があつた農地があることが立証されなければならないのである。なお現況農地でない分は農地買収の対象とならない。

四、自作農を創設するため必要があるときは、自作農創設特別措置法第三十條によつて「農地の開発に供しようとする」土地を買収できる規定があるが、そのためには開拓適地審査委員会が開拓適地であると判定しなければならぬ。またこの規定によつて買収した場合賣渡の相手方は、一定の資格要件を備へた入植適格者（地元の増反入植を含む。）でなければならぬ。現在農地ならざる宅地として買収することはできない。なお農地改革においては「農地」とは、現況主義をとつてゐるのであつて、土地台帳地目が農地であつても、またたとえ農地とする目的で借りたとしても、現に耕作の目的に供してゐるものでない限り「農地」としては扱えない。

五、片山村農地委員会は一たび解散を命ぜられたことがあり、また縣農地委員会が権限の一部代行も行つており、保守的な色彩の強い農地委員会であることは事実である。それゆゑにこそ縣当局でもその運営には常時留意しておるのであり、農林省においても再三調査したのであるが、この件に対して縣

当局のとつてきた措置は非難すべきところがない。なお耕作者の申立によつて来る六月八日に浦和地方裁判所において昭和二十四年七月三十一日以前に浦和地方法院を以て小作調停法による小作調停委員会が開かれることになつておるが、この調停が本件の適正な解決へ一歩を進めるきつかけであらう。農林省としては本件を監視して徒らに放置しようとする考えではなく、以上述べた事情のすべてを考慮に入れて縣当局のこれまでの措置を妥當と判断し、なお今後の推移を注視しようとするものである。

右答弁する。

本期國會における議案、請願、質問の總数及び結果

内閣提出議案 二百三十九件

予算案 七件 可決

條約 四件 承諾

予備費支出の件 四件 承諾（内一件中一部不承諾）

國有財産總額別表 一件 承諾

決算、國有財産計算書及び國有財産無償貸付状況計算書 四件

内 三件 委員長報告の通り議決

一件 閉會中の審査

外に 昭和二十一年度歳入歳出總決算、昭和二十一年度特別會計歳入歳出決算、委員長報告の通り

議決特殊財産資金歳入歳出決算 是認

昭和二十一年事業年度の持株会社整理委員會經費收支計算書並び

に讓受財産に関する財産目録及び收支計算書 異議がないと議決

（以上第二回國會提出の分）

昭和二十二年事業年度前期持株会社整理委員會經費收支計算書並びに讓受財産に関する財産目録及び收支計算書 異議がないと議決

昭和二十二年事業年度後期持株会社整理委員會經費收支計算書並びに讓受財産及び過度經濟力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその讓受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書 異議がないと議決

（以上第四回國會提出の分）

法律案 二百三十二件

内 百九十七件 可決

四件 憲法第五十九條第二項により、本院議決案を再議決

三件 閉會中の審査

八件 未決（内一件予備審査）

憲法第八條による議決案 一件 可決

國の地方行政機關設置のため承認を求むるの件 七件 承諾（内一件中一部不承諾）

議員提出議案 八十三件

内 法律案 二十二件

十八件 可決（内二件憲法第九十五條の特別法）

一件 憲法第五十九條第二項により、本院議決案を再議決

二件 閉會中の審査

一件 未決

規則案 三十二件 可決

決議案 三十二件

内 二十六件 可決

二件 否決

四件 撤回

重要動議 二十四件

内 二十二件 可決

一件 否決

一件 議決不要

懲罰事犯の件 三件 議決

參議院提出法律案 十件

内 七件 本院可決

一件 本院において閉會中の審査

二件 本院未決

請願 千八百三十八件（二千三百十六通）

内 千四百四十七件 採択（千八百四十二通）

五十五件 採択とみなす（六十通）

二件 不採択

三十七件 議院の會議に付するを要しないと決定（四十通）

二百九十四件 未了（三百六十二通）

三件 取下

質問 五十件

内 質問 三十二件 書面答弁

緊急質問 十八件 口頭答弁

衆議院會議録第二十三号中正誤

頁段行	誤	正
三三三	鐵道運賃	鐵道旅客運賃
三五一	賛賛意見	賛成意見
三八五	し對ては	對しては
三八〇	警原隆重郎	警原喜重郎
〃	委員會なし	委員會なるもの
三九三	貸付條件	貸付條件
三九二	遅滞なく、	遅滞なく、
元一五	第三十六條	第三十七條
〃	第四十一條	第四十二條
〃	第四十一條の二から第四十二條の二	第四十一條の二から第四十二條の二
元二二	第二條第二項	第二條第二項
〃	するものについて	するものについて
三〇一	租税力	担税力
三〇五	意表を明	意を表明
三〇六	「神島外村白石島村」	「神島外村白石島村」
三七五	檢察官を以て	檢察官を以て
〃	とあるのは	とあるのは
三〇九	金額二千圓	金額二千圓
三〇五	限りニ	限ニ
三六四	ともに	ともに
三六四	重複	重複
〃	作業義肢	作業義肢
三七三	予め	予め
〃	労働大臣が	労働大臣が
〃	両替店	両替業
三八二	第一項中	第一号中
〃	事業の計画	事業の一般的計画
三九二	明証	明記

三〇〇 第三十條 前條
 三〇五 出き来る 出て来る
 三〇三 範圍を 範圍を
 三〇六 公共な 公正な
 三三三 し申上げ 申し上げ
 三三六 第六点 第五点
 〃 行き過ぎに 行き過ぎた
 三八八 労働者 労働省

